

令和5年9月29日
国 税 庁

「日EU・EPAに基づく地理的表示の保護」に対する意見募集の結果について

「日EU・EPAに基づく地理的表示の保護」について、令和5年2月20日から令和5年3月22日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、合計2通の御意見を頂きました。お寄せいただいた御意見及び御意見に対する国税庁の考え方は、別紙のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○ 郵便等によるもの	0通
○ FAXによるもの	0通
○ インターネットによるもの	2通

合 計	2通
-----	----

2 御意見及び御意見に対する国税庁の考え方
(別紙参照)

御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
地理的表示制度に関する御意見	○ ワインにカシスエッセンスを加えて、「ワイン&カシス」という商標で販売を予定しています。カシスは保護対象ですが、果実の「カシス」も保護対象となるのでしょうか？	○ 今般、保護対象となるGI「Cassis」はぶどう酒であり、また、その翻訳・音訳は「カシー」となることから、果実の「カシス」（片仮名表記）は保護対象となりません。
意見募集の資料に関する御意見	○ 今般の「日EU経済連携協定（日EU・EPA）に基づく地理的表示の保護」一覧に記載された地理的表示を日本国内で保護することについて賛成する。本保護が、日EUにおける地理的表示の相互保護のさらなる強化に資することを期待するとともに、EUで保護の対象となる日本産酒類の地理的表示の拡大を望む。	○ 賛成の御意見として承ります。